

刑事手続における供述弱者に対する「合理的配慮」の在り方

2021年3月一橋大学法科大学院修了 堀田らな

目次

- I 研究の目的と方法
- II 障害者に対する合理的配慮
- III 取調べにおける問題点
- IV 取調べにおける合理的配慮
- V 研究のまとめと今後の課題

I 研究の目的と方法

日本において、刑法犯の認知件数は17年連続で減少しており、令和元（2019）年は74万8,559件（前年比8.4%減）と戦後最少を更新した¹。また、成人犯罪の検挙人員も年々減少傾向にあり、令和元（2019）年は19万2,607人（前年比6.5%減）と戦後初めて20万人を下回った。このように犯罪全体が減少傾向にある中、依然として罪を犯してしまう障害者が多い現状は変わっていない。新受刑者17,464名のうち知的障害の診断を受け、手帳等を所持している者は全体の1%程度であるが、心理測定検査（CAPAS）を受け、IQ69以下と判定された者は3,515名であり、全体の約20%にもものぼる²。社会全体での知的障害のある人の割合が2%として、刑務所には実にこの10倍以上の割合で知的障害の疑いのある人が収容されていることになる³。

また、刑法犯により検挙された者に占める再犯者の人員比率である再犯者率は上昇し続けており、令和元（2019）年では48.8%と検挙された者の約半数は再犯者であることが報告されている⁴。障害者の再犯率の高さから「刑務所の出口と入口が繋がっている」とも言われており、司法と福祉の狭間で支援を得ることができないまま、刑務所生活を繰り返さざるを得なくなってしまった障害者に対して適切な支援を行うことが急務となっている。

近年、矯正施設におけるこうした現状を踏まえて、罪を犯した障害者に対する取り組みが実務において開始され始め、障害に対する刑事弁護の場での理解不足が一般に意識されるようになってきた。一見して明らかに障害が存する場合であればまだしも、一見して明らかに障害があるとは気づけない場合や療育手帳や障害者手帳を有していない場合には、これ

¹ 法務総合研究所「令和2年版 犯罪白書-薬物犯罪-」（2020年）2頁

² 法務省「平成31年・令和元年矯正統計年報」（2020年）

³ 徳田暁「知的障害のある人に関する刑事弁護活動について」さぽーと59巻6号（2012年）12頁

⁴ 法務総合研究所・前掲注(1)213頁

まで、障害の存在そのものを見過ごしたままに刑事弁護が展開されてきた⁵。このことは、障害者の再犯率の高さにも密接に関係するところであるため、罪を犯した障害者に対しての取組みは、障害者の再犯率を下げるという観点から、障害者をいかに福祉に繋ぐかという問題に焦点化されることが多かった。すなわち、刑事手続にのせるのではなく、いかに刑事手続から離脱させて福祉に移行するかという視点で議論されていたのである。

しかしながら、より着目すべき大きな問題は、障害者に対する無理解ゆえに、障害を有する被疑者・被告人が、刑事手続において主体性を失い、捜査から公訴提起、公判を通じて刑事手続の客体としての地位におかれていることだといえよう。すなわち、これまでの刑事手続においては、軽微な障害に関しては障害に気づかれることもなく、何ら対応されずに見過ごされ、重度の障害が認められた場合に限って、刑事手続から除外され福祉や医療へと移されるといった形で対応されてきた。これは、健常者に対する刑事手続における適正手続の確保等には熱心であったとしても、障害や障害者に対してはあまりにも無関心であったということの意味する⁶。近年施行された障害者差別解消法（以下、本稿において「差別解消法」という。）では障害者に対し「合理的配慮」を提供するように求めているが、その対象は行政機関及び事業者であり、警察・検察においても例外ではない。

そこで、障害者権利条約（以下、本稿において「権利条約」という。）及び差別解消法において求められている「合理的配慮」の内容を具体的に明らかにし、特に捜査段階の取調べにおける知的障害者及び発達障害者（以下、本稿において、これらを合わせて「供述弱者」という⁷。）の抱える問題に焦点を当てながら、被疑者・被告人の主体性を回復させるという観点から、刑事手続における供述弱者に対する「合理的配慮」の在り方を検討していく。具体的には、①簡易知能検査の実施、②取調べの全面可視化、③司法面接法等の活用、④取調べへの弁護人の立会いの4つを提案したい。

II 障害者に対する合理的配慮

1 障害者施策の概要

(1) 障害の捉え方の転換

かつての国連の障害者政策は、リハビリテーションと予防が中心であり、医学モデルの考えに立脚していた⁸。障害の「医学モデル」とは、心身の機能・構造上の「損傷」(impairment)と社会生活における不利や困難としての「障害」(disability)とを同一視し、損傷が必然的

⁵ 大阪弁護士会他編著『障害者刑事弁護マニュアル』（現代人文社、2020年）2頁〔辻川圭乃〕

⁶ 同上

⁷ 注(49)を参照。

⁸ 大阪弁護士会他編著・前掲注(5)15頁以下〔辻川圭乃〕

に障害をもたらすものと捉えて、障害への対処において個人への医学的な働きかけ（治療、訓練等）を優先する考え方である。すなわち、障害とは先天的、あるいは病気、外傷などの後天的要因による心身の故障であり、これが原因で体の機能がうまく働かず、不十分な能力しか発揮できないと考えるのである⁹。また、この考え方は、障害を個人に内在する属性として捉え、同時にその状態の克服のための取組みは、もっぱら個人の適応努力によるものと捉えるものであり、障害の「個人モデル」とも呼ばれる。このような医学モデルの考え方に基づくと、障害者の社会参加への取組みは、もっぱら障害を治癒することを目的として行われる。しかし、この考え方は、障害者からすれば、本人には何ら帰責性のない障害という事情により、治癒するまでの間は社会から隔絶されることを余儀なくされることを意味する。障害を治癒し、健常者と同様の状態となって初めて、同じ土俵に立つことが許され、社会参加ができるようになるからである。

これに対して、障害を個人の問題としてのみ捉えることを否定する社会モデルの考え方が提案されてきた¹⁰。障害の「社会モデル」とは、損傷と障害とを明確に区別し、障害を、個人の外部に存在する種々の社会的障壁によってもたらされるものとして捉える。これは、障害を損傷と同一視する医学モデルの考え方を転換させるものであり、社会的な障壁の除去・改変によって障害の解消を目指すことが可能であって、障壁の解消に向けての取組みの責任を障害のある人個人にではなく社会の側に見出す考え方である。1970年代以降、「障害問題は人権問題である」との認識が芽生え始め、徐々に障害が「医学モデル」から「社会モデル」によって捉えられるようになっていった。

明確な転換点となったのは、2001年にWHOが出した国際生活機能分類（ICF）である¹¹。それ以前に用いられていた国際障害分類（ICIDH）では、疾患・変調から「機能・形態障害」が生じ、「能力障害」から「社会的不利」に至るという直線的方向により障害が捉えられており、これに対して、疾患・変調によって生活の全てが支配されてしまうという運命的な発想である、環境要因が考慮されていないなどの批判があった。そこで、ICFでは、「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3つの分野を広く生活機能として捉え、人が生きることの全体像との関連において障害を理解するという考え方に転換された。

障害の捉え方が転換されるとともに、障害者に対する考え方も変化することになる。すなわち、障害者を保護の客体（対象）から権利の主体へと位置づけるようになったのである。これを受けて、国連総会は、権利条約案を検討するためのアドホック委員会を設置することを決議し、アドホック委員会への障害当事者のNGOの参加を可能とした¹²。権利条約は“Nothing about us without us”（私たちのことを私たち抜きで決めないで）のスローガンの

⁹ 内田扶喜子他『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援—司法と福祉の協働実践—』（現代人文社、2011年）46頁

¹⁰ 大阪弁護士会他編著・前掲注(5)17頁以下〔辻川圭乃〕

¹¹ 内田扶喜子他・前掲注(9)46頁以下

¹² 大阪弁護士会他編著・前掲注(5)16頁〔辻川圭乃〕

もとに作成され、これまでの障害者施策における障害者の位置づけを保護の客体から権利の主体に 180 度転換することとなった。

(2) 障害者権利条約の批准と国内法の整備

国連総会は、障害者の人権を促進し、及び、保護すべく、障害者の権利に関する宣言及び国際障害者年行動計画を採択する等の取組みを行ってきた¹³。しかし、これらの取組みにもかかわらず、依然として障害者が人権侵害に直面している状況を改善すべく、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。

そこで、2006 年 12 月、「障害者の権利及び尊厳を保護し促進するための包括的・総合的な国際条約」、いわゆる「障害者権利条約」が、第 61 回国連総会本会議においてコンセンサス採択された¹⁴。日本は、2007 年 9 月 28 日、同条約に署名した。

日本国内では、条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者等の意見も踏まえ、政府は平成 21 (2009) 年 12 月、内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に国内制度改革を進めていくこととなった¹⁵。これを受け、障害者基本法（以下、本稿において「基本法」という。）の改正（2011 年 8 月）、障害者総合支援法の成立（2012 年 6 月）、差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（2013 年 6 月）など、様々な法制度整備が行われる。

これらの法整備等により一通りの国内の障害者制度の充実がなされたことから、2013 年 10 月、国会での条約締結に向けた議論が始まり、2013 年 11 月 19 日の衆議院本会議、12 月 4 日の参議院本会議において、全会一致で権利条約の締結が承認された¹⁶。これを受けて 2014 年 1 月 20 日、日本は権利条約の批准書を国連に寄託し、日本は 141 番目の締約国・機関となった。

2 「合理的配慮」について

(1) 意義・内容

権利条約では、「合理的配慮」という言葉が計 7 回登場するが、この言葉はこれまでに国連で採択された主要人権条約の中には見られず、国際法上極めて新しい概念とされている。また、2 条において、合理的配慮の否定を障害に基づく差別に含めたことは、条約の大きな特徴の一つとされている¹⁷。合理的配慮の概念は、非差別と密接に関連しているため、この内容を明らかにし、具体的にどのような配慮をすればいいのかを考えることが差別を解消

¹³ 外務省「人権外交 作成及び採択の経緯」（最終更新日：2014 年 1 月 30 日）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000895.html

¹⁴ 内閣府「平成 26 年版 障害者白書」（2014 年）13 頁

¹⁵ 同 14 頁

¹⁶ 同上

¹⁷ 外務省「障害者権利条約パンフレット」（2018 年）8 頁

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf>

する上で重要となる。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう（権利条約 2 条）。

この典型的な例としては、車椅子を使う障害者が電車やバスなどに乗り降りするときに手助けをすることや、窓口で障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げなど）で対応すること、障害の特性に応じて休憩時間を調整することなどがあげられる¹⁸。何人も、上記のような、障害者が他の者との平等に扱われるために必要な配慮であり、過度の負担を課さないものについては、これを提供しない場合、差別にあたるとされる。そして、条約締結にあたって基本法が改正され、4 条 2 項において「実施に伴う負担が過重でないとき」という留保つきで合理的な配慮の提供が要請されることとなった。

また、これらにならい、2016 年 4 月から施行された差別解消法においても、7 条 2 項、8 条 2 項にそれぞれ「合理的配慮」の提供についての定めがある。基本法と同様、差別解消法においても、合理的配慮の提供に関しては、「実施に伴う負担が過重でないとき」という留保がついている。この過重な負担の有無については、行政機関及び事業者において、個別の事案ごとに、事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況といった要素などを考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要だとされている¹⁹。

もっとも、規定を見れば分かるように、行政機関等には率先した取組みを行うべき主体として義務を課す一方で、事業者に関しては努力義務とされている。これは、差別解消法の対象範囲が教育、医療、福祉、公共交通、雇用など、障害者の自立と社会参加に関わるあらゆるものと幅広く、障害者と事業者との関係は具体的な場面などによって様々であり、それによって求められる配慮の内容や程度も多種多様であることを踏まえたものであるとされている²⁰。

内閣府は、合理的配慮の提供等を促進するため、差別解消法に基づく合理的配慮の提供や整備に関する事例を関係省庁、地方公共団体、障害者団体などから収集し、障害種別や生活場面別に整理した上で、「合理的配慮の提供等事例集」として取りまとめ、公表している²¹。この事例集の活用を通じて、合理的配慮を始めとする障害者差別の解消に向けた取組みの裾野が更に広がるとともに、差別解消法に対する国民の理解が一層深まることが期待され

¹⁸ 内閣府「令和元年版 障害者白書」（2019 年）20 頁

¹⁹ 同上

²⁰ 同上

²¹ 同 21 頁

ている。

(2) 司法手続における配慮

差別解消法において、合理的配慮を提供する主体として定められているのは、「行政機関等」（差別解消法 2 条 3 号）及び「事業者」（同法 2 条 7 号）である。「行政機関等」には、「国の行政機関」（同法 2 条 4 号）が含まれており、警察、検察及び刑務所はこれに含まれている。そのため、司法手続のうち、捜査段階及び受刑段階に関しては合理的配慮提供義務が課される。

しかし、「行政機関等」には、もちろん裁判所は含まれていない。上述の、合理的配慮の提供等事例集にも司法分野についての事例は掲載されていない。差別解消法の対象から裁判所が除かれたのは、三権分立の観点から、それぞれの実態に即して自律的に必要な措置を講じることが適当だということが理由とされている²²。すなわち、司法手続のうち、上記以外の分野については、合理的配慮の提供を差別解消法に根拠を求めることができないのである²³。

差別解消法制定に向けての内閣府障害者政策委員会においては、差別解消法の対象に裁判所を含めるか否かについて、激しい意見対立が見られた²⁴。法務省が、三権分立を理由に司法手続が対象から外れるといった見解を示す一方で、多数の委員が、司法分野には裁判所以外の様々な機関が関わっているにもかかわらず、障害者福祉の範囲外となってしまうのは明らかにおかしいと批判している。差別禁止部会の意見も、司法分野においても不均等待遇や合理的配慮の不提供が障害に基づく差別であることを明確にして、これを禁止することが求められるとしている²⁵。しかし、結果としては、これらの意見が結実することはなく、差別解消法において裁判所がその対象とされることはなかった。

では、司法手続においては障害者に対する合理的配慮は要請されていないのか。

権利条約 13 条では、司法手続の利用の保障が謳われ、「手続上の配慮」が明記されている。この規程は、各国の司法手続において、障害者の存在が必ずしも想定されてこなかったことの反省から、日本政府によって国連の障害者権利条約特別委員会に提案され、設けられたものである²⁶。憲法や刑訴法が被疑者・被告人に黙秘権を初めとする様々な権利を付与し、その結果として被疑者・被告人は自己を防御する機会を得ているが、このような一般に与えられている手続上の権利等が障害者には実質的に見ると与えられていないのと同様の状態

²² 内閣府障害者施策担当「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 Q&A 集」（2013 年）13 頁

²³ 大胡田誠「分野別課題-司法手続」ノーマライゼーション 34 巻 401 号（2014 年）

²⁴ 内閣府「障害者政策委員会（第 3 回）議事録（2012 年 11 月 5 日）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_3/gijiroku.html

²⁵ 障害者政策委員会差別禁止部会「「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見」（2012 年）72 頁

²⁶ 柳原由衣「司法手続に関する合理的配慮-アメリカの判例から-」季刊福祉労働 143 号（2014 年）

が世界的に存在していた²⁷。権利条約が司法へのアクセスに関して手続上の配慮を求めたのは、これを欠くことになれば、実質的に見ると、一般に与えられている法的保護を障害者には与えないという、他と異なる取扱いをしたのと同様の結果を生じることになるからである。すなわち、手続上の配慮がなされてはじめて、当事者の実質的平等（憲法 14 条）が実現するのである。いくら健常者にとっての適正手続がとられていたとしても、手続上の配慮がなされない限り、実質的には適正手続がされているとはいえない。

このように考えると、「手続上の配慮」とは、合理的配慮が司法分野に特化された概念であると考えられる。しかし、権利条約が司法分野に特化した表現をとったのは、合理的配慮の例外を示す「均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの」に該当する場合であっても、適正な手続が求められる司法分野においては、かような抗弁については原則として認めるべきではないという判断があったからだとも考えられている²⁸。そうであるならば、司法分野において手続上の配慮を検討する場合に、過度の負担を持ち出すことは、権利の性質上原則として適切であるとはいえない。

さらに、権利条約 13 条 2 項では、司法関係者の障害に対する無知や偏見が引き起こす問題の重要性に鑑みて、司法に係る分野に携わる者に対して適当な研修を促進することを求めている。特に警察官と刑務官が例示されているのは、歴史的に見て、警察官による供述特性への無理解が多く冤罪を生み、刑務官による障害特性への無理解が虐待につながってきたことへの反省による²⁹。これを受け、基本法には司法手続における配慮の規定が新設された（29 条）。

以上のように、権利条約を見ると、裁判所が差別解消法の対象となっていないからといって、司法手続において合理的配慮を提供しなくていい理由には全くならないことが分かる。日本政府が自ら提案した司法手続へのアクセス保障を、自国においては積極的に推し進めないことに疑念を生じざるを得ない。裁判所においては、権利条約 13 条の趣旨を踏まえ、合理的配慮よりも厳密に実質的な手続保障が求められる「手続上の配慮」に関して、早急に具体的措置が定められるべきである。もっとも、以下では、刑事手続における配慮を検討する上で、「手続上の配慮」と「合理的配慮」とを特段区別せず、一律「合理的配慮」として論じる。

(3) 刑事手続における具体的検討

権利条約上、司法分野において、合理的配慮が求められる対象としては、「全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）」（権利条約 13 条）となっている。つまり、刑事

²⁷ 障害者政策委員会差別禁止部会・前掲注(25)72 頁

²⁸ 同上

²⁹ 日本弁護士連合会「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のガイドラインについての意見書」（2015 年）28 頁

手続を始めとした裁判所が関与する司法手続全般に及ぶことになる。そして、刑事手続については、裁判所が関与する前の捜査段階だけでなく、刑を受け終わるまでが対象範囲となる。合理的配慮の提供が求められる相手方の範囲としては、弁護士、警察署、警察官、検察庁、検察官、裁判所、裁判官、刑務所、刑務官、拘置所等が考えられるが、司法手続に関わる職責を有する機関や個人は様々な立場が含まれていることから³⁰、場面に応じて具体的検討が必要となる。本条約によって保護される障害者は、上記手続の当事者（例えば、被疑者、被告人、受刑者）のほか、証人である場合も含む。また、傍聴者や裁判員等にも合理的配慮が求められる。

以下、刑事手続において合理的配慮が求められる具体的場面について、『障害を理由とする差別の禁止に関する法則』³¹についての差別禁止部会の意見³¹では、捜査段階、公判段階、判決、受刑又は身柄拘束中の各段階において、障害種に応じ想定される困難を挙げている。ここで列挙されている事項を見ると、求められる合理的配慮は、場面、障害種、障害者の特性などに応じてかなり細かく具体的であり、かつ、幅があることが分かる。重要なのは、その障害者がどのような困難を抱えているか具体的に特定し、その者が健常者と同じように権利が保障されるためには、どのような配慮を必要としているのかという観点から、合理的配慮の在り方を検討することである。

III 取調べにおける問題点

1 刑事手続における取調べの重要性と危険性

刑事訴訟法学において、取調べとは、捜査機関が捜査目的の達成のために、人の供述を対象者から直接得ようとする行為をいうとされている³²。

取調べは、日本の犯罪捜査において、極めて重要な位置を占めている。被疑者以外の被害者や目撃者等の取調べも重要であるが、とりわけ当該犯罪の被疑者を取り調べ、その供述を得ることは、事実の解明を目指す捜査機関にとって重大な関心事である。被疑者の取調べにより自白が得られれば、動機から手段や方法、証拠の在処まで、犯罪の直接証拠として、事実の解明や立証にとって非常に大きな価値を有するからである。捜査実務の側からは、取調べの目的は、真実を供述せしめることと、供述したところが真実に符合するかどうかを見分けることの二つにあると指摘されており³³、被疑者の供述を通じた真実の発見にあるとされている（犯罪捜査規範 166 条参照）。そのため、最終的には自白の採取がその主眼となる。

³⁰ 障害者政策委員会差別禁止部会・前掲注(25)73 頁

³¹ 同 74 頁以下

³² 宇藤崇他『刑事訴訟法 第 2 版』（有斐閣、2019 年）97 頁以下

³³ 京明『要支援被疑者（vulnerable suspects）の供述の自由』（関西学院大学出版会、2013 年）26 頁

また、取調べにおける被疑者の自白は、訴追裁量（刑訴法 248 条）との関係や再犯防止という観点からも意義があるとされている。すなわち、取調べには、反省や悔悟を促すカウンセリング機能が備わっている³⁴とされるのである。訴追裁量を適切に行使するためには、取調べを通じて被疑者に対して反省を促す機会を与える必要があると考えられており³⁵、また、その場で被疑者から真摯な自白を獲得することが、「犯罪者の真の反省と更生」のための大きな要素になるとされている。そして、そのような真摯な自白を得るためには、密室において捜査官との人格の触れ合いを通じて信頼関係を築く必要があると考えられてきた。

しかし、このような取調べの意義を過度に偏重するのは、問題がある。取調べの場の厳しさについて、以下の点が挙げられている³⁶。①身柄を押さえられて日常生活から遮断されることによって、心理的な安定が失われる。通常の間関係のネットワークからひとり引き抜かれ、孤立無援の状況に追いやられる。②一般に取調べは短時日で終わらず、かつ、取調べを受ける期間、警察の留置場に身柄が置かれる。そこでは、基本的生活のすべてが他者の管理下に置かれ、自由は極端に制限される。③被疑者は取調べの場で、自白を迫る取調べ官によってその罪を非難され、時に非人として罵倒される。無実の人間にとっては不条理な非難であるが、だからといってこれに平然と対応することは難しい。④被疑者は事件に絡んで何らかの負い目を感じていることが少なくない。また、事件に関連のない事柄まで取り沙汰され、罪悪感を募らせられることもある。長期にわたる取調べの場では、問題の事件を越えて、しばしば被疑者の人生そのものが問われる。

こうした状況において被疑者は、次第に弁解の虚しさを感じ、取調べの場において否認を続けることの不利益を感じるようになり、今現在の苦痛からとにかく逃れたいという気持ちが強まっていく。また、取調べは通常、密室において第三者の立会いもなく行われることから、対象者に対して供述の強要や誘導等がなされる危険が高い³⁷。その結果、被疑者は取調べという苦痛から早く逃れるため、あるいは、誰も自分の言い分を信じてくれないことに絶望するなどして、虚偽自白に陥ることがあるのである。

自白は、犯罪の直接証拠であり、被疑者本人が述べるものであるために、犯罪事実への推認力が非常に大きいとされ、また、人は真実に反してまで自己に不利益となるような供述はしないものだという経験則があるために、被疑者にとって決定的に不利益な供述である自白は特に信用性が高いとされる³⁸。自白にはこのような特徴が認められるからこそ、虚偽自白は容易に冤罪を生みかねない。

そして、後述するように、被疑者が供述弱者である場合、被暗示性・被誘導性といった特

³⁴ 藤田政博編著『法と心理学』（法律文化社、2013年）50頁〔指宿信〕

³⁵ 京明・注(33)26頁以下

³⁶ 菅原郁夫他編『法と心理学のフロンティア II 巻 犯罪・生活編』（北大路書房、2005年）98頁〔大橋靖史〕

³⁷ 宇藤崇他・前掲注(32)98頁

³⁸ 同 434頁以下

性を有することから、虚偽自白の危険は格段に高まる。そこで、供述弱者の被疑者・被告人が、取調べにおいて虚偽自白をし、その供述の信用性が問題となった事例を複数検討し、これらから見えてくる課題を探っていく。

2 無配慮が生んだ冤罪事件

(1) 宇都宮事件

ア 事件の概要³⁹

2004年8月8日、栃木県宇都宮市内の路上で、帰宅途中の女子中学生2名が、自転車に乗っていた男から、頸部に右手の平を当てて押され、頸部を左手でわしづかみにされるといふ暴行事件が発生し、宇都宮東警察署は同市在住のA(当時53歳)を暴行容疑で逮捕した。

他方、2004年4月29日、宇都宮市内では、ケーキ屋に包丁を持った男が押し入り、13万3000円を強取するという強盗事件が発生していた。また、同年5月6日には、宇都宮市内のスーパーに包丁を持った男が押し入り、6000円を強取するという強盗事件も発生していた。

Aは、勾留されている間に、これらの強盗事件の容疑も認めたとして追起訴された。これら強盗事件の物証はなく、自白が唯一の証拠とされていた。Aは、公判においても自白を維持していたが、同年12月24日に開かれた第3回公判の最終陳述において、強盗事件2件については無罪を主張したため、判決日が延期された。2005年1月、別事件で逮捕されていたBが強盗事件2件について自白したために真犯人が判明し、Aの勾留は取り消され、同年3月、宇都宮地裁は強盗事件2件についてAに無罪判決を下した。

Aは、その後、栃木県と国に対して、強盗事件2件の誤認逮捕・起訴をめぐって国賠訴訟を提起した。宇都宮地裁は、警察官による取調べが裁量の範囲を著しく逸脱するものとして違法であるとし、検察官による公訴提起も、合理的な判断過程によりAに有罪と認められる嫌疑があったとはいえないから違法であるとして、栃木県と国に対し、100万円の慰謝料の支払いを命じた⁴⁰。

イ Aの特性

Aには、重度の知的障害があり、第1種知的障害者の認定を受け、療育手帳が交付されていた。2001年に受けた知能検査においてIQは36であり、2005年に受けた知能検査においては測定不可能となり、IQ25以下と推測されていた。また、病院(精神科)の閉鎖病棟に13年間入院していたという経歴もあった。

A及び弁護人は、Aの特性について、以下のように主張した⁴¹。Aは、空間的、地理的把握ができないので、地図などを書くことも不可能であり、東西南北はおろか単純な左右の区

³⁹ 川上輝昭「知的障害者に対する冤罪の現状と課題」名古屋女子大学紀要58号(2012年)93頁

⁴⁰ 川出敏裕「刑事訴訟法判例の動き」ジュリスト1398号(2010年)195頁

⁴¹ 宇都宮地判平成20年2月28日判時2026号104頁以下

別さえすることができない。人名、地名、場所などは、ほとんど記憶することができない。過去の事実については、「忘れた。」「わかんねえ。」ということがほとんどである。知的障害を有する A にとって、自分の意思を伝えることは苦手であり、また、否定的な意見を述べることは困難である。このため、「忘れた。」「わかんねえ。」という答えが、本当にわからないのか、否定したいができないということなのかを見極めなければならないが、A の場合、否定できずに相手に判断を任せてしまうという傾向が強い。抽象的、論理的思考ができないことから、「弁護士」、「裁判所」、「裁判」などの意味内容も全く理解できておらず、「黙秘権」などの権利もどのようなものか全く理解していない。

宇都宮地裁判決は、A の特性について、以下のように認定した。

「本件刑事事件の捜査当時の原告の状態は、時間的感覚がなく、自分の名前以外の漢字、平仮名は書くことができず、計算はできない、また、記憶はあいまいで、過去の出来事については、大きな出来事については記憶しているが、詳しくは覚えておらず、上記のとおり時間的感覚がないことから、過去の出来事を時系列に沿って記憶したり説明したりすることはできない状態であり、更に、抽象的な事柄の理解はできないが、平易な言葉であれば、ある程度の意思疎通を図ることは可能な状態であったと推認できる。そして、是非弁別能力については、他律的であり、その他律的道德律に基づいて行動を制御することは極めて困難であるとの状態であるが、是非弁別能力について、経験から学ぶこともある程度可能であったと推認することができる」。また、「原告は、被影響力が強く、迎合的であり、更に、根気がなく、疲れると質問の意味も考えず、忘れたと述べたり、頷いてしまうこともあることが認められる」。

ウ 取調べの様子

宇都宮地裁判決は、強盗事件 2 件の取調べについて、以下のように述べている。

A の能力からすると、「予め用意した包丁で人を脅して金品を強取するなどの犯行は著しく困難であると考えられるうえ、原告には、凶器を持って店舗等に侵入し、店員等を脅迫して金員を強奪した本件犯行と同種の前科・前歴はなく、そのような経験もないと推認されるから、警察官に、「どこで」、「何を」、「何をを使って」との質問を向けられただけで、本件強盗事件 1 の被害者の供述や客観的事実に合致する「ケーキ店」で、「お金」を、「包丁を使って」取ってきたなどと答えるとは考えられないし、選択肢を示して誘導したとしても、やはり、原告が本件強盗事件 1 の被害者の供述や客観的事実に合致する選択肢を選択し続けることなどは不自然といわざるを得ない。…（中略）そうすると、…むしろ、警察官調書記載の事実は、警察官が、大半を一定の方向に誘導したと推認することができる」。

また、取調べ担当警察官は、「本件刑事事件以前にも、複数回、原告から事情聴取をしたことがあること、本件強盗事件以前の別事件で原告と面識があり、原告の知能が低いことを知悉していた他の警察官から、原告は、記憶力や理解力に不十分なところがあるから、わかりやすい簡単な言葉を使い、供述を押しつけることのないように、一つ一つ説明しながらじ

つくり聞いた上で事実調書及び身上調書を作成するように指示を受けたこと、…（中略）、更に原告の取調べを通じ、原告の知的能力が相当低いことは十分認識していたと推認できる」。

そのため、「警察官が行った原告の自白調書の作成は、原告の知的能力が相当低いことを認識していたにもかかわらず、そのことについての配慮を欠き、むしろ、迎合的であるという特性を利用して、そのほとんどを誘導して、被害者らの供述に合致するように作成された」ものである。

(2) 湖東記念病院事件

ア 事件の概要⁴²

2003年5月22日午前4時30分頃、滋賀県の湖東記念病院において、7ヶ月前から植物状態であった入院患者のC（72歳）が、心肺停止状態で発見された。発見したのは、当直のD看護師と看護助手のE（当時23歳）である。すぐに蘇生措置がとられ、一時は心拍が回復したが、同日午前7時31分にCの死亡が確認された。

滋賀県警は、本件直後から、看護師の職務怠慢による業務上過失致死事件であるとの見込み捜査を行い、D看護師とEを厳しく取り調べた。当初、D看護師とEは、人工呼吸器が外れたことを知らせるアラームは鳴っていなかったと一貫して無罪を主張した。

本件から約1年後、新たにF刑事がEの取調べを担当するようになった。厳しい取調べから、Eは、アラームが鳴っていたと供述した。これをきっかけにF刑事は途端に優しくなり、EはF刑事に好意を寄せるようになった。

この供述により、D看護師は、業務上過失致死の責任を問われる立場となってしまい、D看護師に対する取調べが一層厳しくなる。Eは、このことを知り、D看護師を窮地から救うため、また、F刑事の関心を自分に向けたいという思いも相まって、実は自分がCの人工呼吸器のチューブをわざと抜いて死亡させたという虚偽の供述をした。このEの自白により、本件は殺人事件に発展することとなった。

Eの供述は大きな変遷を繰り返したが、第2回公判以降は一貫して無罪を主張した。しかし、捜査段階の自白が決定的となり、2005年11月29日、有罪判決がなされ懲役12年の刑が確定した。

二度の再審請求を経て、2020年3月31日、自白供述以外の証拠によっては、そもそも事件性を認めるに足りず、むしろ、Cが致死性不整脈その他の原因により、死亡した具体的な可能性があることが認められるとして、大津地裁は無罪判決を下した。

イ Eの特性

⁴² 『冤罪白書』編集委員会編『冤罪白書2019』（燦燈出版、2019年）86頁以下〔池田良太〕

大津地裁判決⁴³は、Eの特性について、以下のように述べている。

「被告人には、軽度知的障害、発達障害（注意欠如多動症）及び気分循環性障害が併存している。一般に、知的障害者は、権威者に依存する傾向があるほか、回答方法や範囲が限定された質問に対して誘導されやすい特性があるとされるところ、被告人にも同様の特性が認められる。また、被告人には、性格的な特徴として、愛着障害がある。生来の知的・発達障害のために目の前の出来事に捉われ、自分の言動がどのような結果を招来するのかに考えが及びにくい中、長年持ち続けていた劣等感と表裏一体をなす愛着障害に基づく強い承認欲求と相まって、迎合的な供述をする傾向がある」。

また、E本人も、自身の障害について次のように述べている⁴⁴。

「私には2つの障がいがある事を、知ったうえで、私の気持ちを分かって欲しいと思います。1つ目の障がいは、発達障がいで、その中のADHD（注意欠陥多動性障がい）をもっています。特徴は、集中力に欠ける、じっとしている事が苦手、臨機応変が苦手等です。2つ目は、知的障がいをもっています。きちんとした数値は出ていませんが、鑑定をしてくれた先生は、9歳から12歳程度の能力しかないそうです。頭の中では、20までしか数えられません」。

ウ 取調べの様子

大津地裁判決は、Eの取調べについて、以下のように述べている。

「本件における防御権侵害や捜査手続の不当・不適切性は、これらを主たる理由として任意性を否定されたこれまでの事案ほどに深刻なものとまではいえないとしても、被告人の特性・恋愛感情やこれに乗じて被告人に対する強い影響力を独占してその供述をコントロールしようとするF刑事の強固な意図と相まって、虚偽供述を誘発するおそれがあるものであったというべきであり、かつ、現に明白な虚偽供述を含む本件自白供述を誘発した疑いが強いというべきである」。「F刑事は、被告人が、弁護人との接見後、否認に転じると、被告人の恋愛感情や迎合的な供述態度を熟知しつつ、これに乗じて被告人の供述をコントロールしようとの意図の下で、不当・不適切な手段を用いて、恋愛感情を増進させつつ、他方で弁護人への不信感を醸成させ、被告人に対する影響力を独占し、その供述を誘導、コントロールしようとしたもの」である。

E本人は、取調べについて、以下のように述べている。

「調べに、入ると急に「アラームは鳴っていたはずだ」と怒鳴ってきて、こわかったです。聞いてもない事を聞いたと言えない」と言いました。そしたら、次は、亡くなられた患者さんの写真を並べて「この写真を見ても、何も思わないのか」とまた怒鳴り、そして私が座っていたイスの足の部分を蹴り、「なめてたらあかんぞ」と怒鳴られ、そのひょうし

⁴³ 大津地判令和2年3月31日判時2445号3頁

⁴⁴ 『冤罪白書』編集委員会編・前掲注(42)172頁〔西山美香〕

に私はイスから落ちて尻もちをついてしまいました。私は、恐怖でいっぱいでした。この恐怖から、逃れたいという気持ちでいっぱいになり、後先考えずにただただこわい思いはしたくないという思いでいっぱい、「アラームは、鳴っていました」と、ウソの自白をしました。そしたら、恐怖を感じていた取り調べ刑事が急に優しくなり、私は、この F 刑事の言うことをきいていたら、恐い思いをしないですむという甘い考えでした」。

「私を取り調べた F 刑事は、「あなたもむしろ賢いところもある」など私を、肯定する言葉ばかりを言ってくれたので、そのころ男性と話をしたこともなく、人間関係を築くのが苦手な私には、良き理解者としてその F 刑事のことを思いました」。

(3) 取調べにおける配慮の必要性

取調べにおける障害者に対する配慮について、犯罪捜査規範 167 条 5 項には、相手の特性に応じた取調べ方法を用いるべきことが、同 168 条の 2 には、精神又は身体に障害のある者の取調べにおいて一定の配慮を行うべきことが定められている。これらの規定は、供述弱者とされる障害者たちに対し、その特性に配慮した取調べを行うよう要請しているようにも思える。しかし、実際に取調べに問題があったために冤罪となった事例が複数存在することや、刑務所における知的障害者・発達障害者の割合が高く、取調べで適切に事情を聴取できないまま有罪認定されていると考えられることからすると、そのような障害に対する手続上の配慮は、極めて不十分であったと考えられる。供述弱者は、供述弱者であるがゆえに、取調べにおいてどのような聞き取りがなされたのか、自白の強要・誘導があったかを適切に訴えることは困難であり、また、取調室は密室であるため、録音・録画等がされていない限り検証は不可能に近い。時代の変化とともに、取調べそれ自体は酷い拷問や誘導が認められないケースが増えているものの、その実態はいまだブラックボックスなのである。

他方で、障害特性自体から供述の信用性がないと認められるケースはほとんどない。誰の目から見ても供述の信用性が疑わしいと思われるような障害の程度が重い人は、起訴の段階で刑事手続から離脱させられるか、専ら責任能力の有無について争われることが大半であるからである。

これらの観点から上記事例を分析すると、いずれの事案においても、被疑者固有の障害特性と取調べにおける無配慮が影響し合って、誤認逮捕・冤罪という結果に帰着していることが分かる。したがって、供述弱者への取調べの問題を考えるにあたっては、まず、障害特性に起因する取調べにおける困難を明らかにし、これを克服するような合理的配慮の在り方を検討していく必要がある。

3 供述弱者の取調べにおける困難

知的障害者や発達障害者は、法と心理学の領域では、「vulnerable people」や「vulnerable

suspects⁴⁵」と呼ばれている。「vulnerable」は「傷つきやすい」や「(精神的な) 支援を要する」などと訳されており、攻撃、非難、誘惑などを受けやすい、それらからの守りに弱く、傷つけられやすいということを意味する⁴⁶。「vulnerable people」には、少年に加えて、知的障害、発達障害、学習障害等を有する人やうつ病などの人達が含まれ、取調べにおいて被暗示性・迎合性という特性を一般的・類型的に持つとされている⁴⁷。

もちろん、上記の人達以外であっても、あらゆる人間が虚偽自白に陥る危険性を有している。虚偽自白の生成プロセスを分析した研究によると、虚偽自白は、①自発型虚偽自白、②強制-追従型虚偽自白、③強制-内面化型虚偽自白という3つに分類されるとされている⁴⁸。自発型虚偽自白は、警察等による外的な圧力がないにも関わらず、個人によって自発的になされる自白であり、故意に警察を誤った方法に導く場合や、自分がその犯罪を犯したと誤って信じ込む場合などがこれに当たる。強制-追従型虚偽自白は、被面接者がある種の利益を得るために、自分が犯行を行っていないことを知りながら自白に同意する際に生じるものであり、取調べ過程の強制的圧力によりもたらされる。強制-内面化型虚偽自白は、被疑者に犯罪を犯したという記憶が実際にはないにも関わらず、取調べ中に、その犯罪を犯したと信じ込むときに生じ、被疑者が疲労・混乱し、不安に陥った場合に暗示的な尋問方法に晒されることによって生じることが多い。このように、たとえ成人の健常者の場合であっても、虚偽自白に陥ることはある。

しかし、「vulnerable people」の抱える問題は、その者の特性が原因で、虚偽自白の可能性が健常者よりも相当程度高まっているという点にある。それが、被暗示性・迎合性という特性を一般的・類型的に持つということの意味である。このことから、「vulnerable people」のことを供述弱者⁴⁹と呼ぶこともあり、取調べにおいて困難を有するであろう人々のことを指している。

供述弱者が、虚偽自白に陥りやすい原因としては、①社会・対人的な問題と、②認知的な問題とが挙げられる⁵⁰。まず、社会・対人的な問題に関して、供述弱者は基本的に保護者や他の大人の庇護、ケアのもとで生活をしていることから、大人はなんでも知っている、大人は情報がないからではなく、確認のために質問をする、何度も同じことを尋ねられるのは、前の答えが違っているからだ、などと考えがちである。次に、認知的な問題に関して、供述弱者は前述した障害特性ゆえにエピソードを保持し情報源を把握する能力が低い。そのため、他者から与えられた情報をあたかも自分が体験したかのように思い込んでしまい、本人

⁴⁵ 「suspects」は、ここでは被疑者・容疑者という意味。

⁴⁶ 村山満明「「傷つきやすい人たち」の供述-知的障害者等の供述行動の特徴と被暗示性等の測定法について- (弁護活動のための「法と心理学」⑧)」季刊刑事弁護 28号 (2001年) 169頁

⁴⁷ 京明・前掲注(33)11頁

⁴⁸ 菅原郁夫他編・前掲注(36)94頁以下〔大橋靖史〕

⁴⁹ 本稿では、知的障害者と発達障害者に限定はしているが、知的障害者と発達障害者を「供述弱者」と定義した趣旨はここにある。

⁵⁰ 藤田政博編著・前掲注(34)81頁〔仲真紀子〕

にそのつもりがなくても、捜査官の思い描いているストーリーに沿った偽りの記憶を作り出してってしまう。また、認知能力の発達が未成熟であるがゆえに、自律的な意思決定能力ないし自己決定能力に欠ける場合が多く、捜査官の意図に迎合しがちであることから、被誘導性があるとも言われる⁵¹。

そこで、供述弱者の被暗示性・被誘導性を具体的に検討し、取調べにおいて必要な合理的配慮を模索するために、供述弱者の会話分析、供述分析を行った研究をいくつか紹介する。

まず、パールマンらの研究である⁵²。パールマンらは、知的障害者 30 名とその対照となる一般人 30 名を被験者として、個別に殺人未遂事件を演じたフィルムを見せ、その後フィルムの内容について質問に答えてもらうという実験を行った。そして、質問形式により正しい答えの割合等がどう異なるかを調べるために、質問の際には「自由回想」「包括的な質問」「短く答える質問」「特定した質問」「陳述形式の質問」の 5 つの質問形式を用いた。

結果は、「フィルムはどんな内容でしたか？」と問うような自由回想や、「アパートに入っていた不審者について教えてください。」といった包括的な質問では正答率が高く、両軍に特に差がないのに対し、「不審者は、女性をどのようにして殺そうとしましたか？」などと問う短く答える質問になると知的障害者群で正答率が下がった。また、短く答える質問に、フィルムには写ってなかった内容に関する誤った誘導が含まれると、知的障害者群は、「そのようなことはなかった」と訂正することができず、答えを作ってしまうやすい傾向にあった。さらに、答えが Yes/No 型の質問において、Yes が正解の場合は両群の正答率に特に差がない一方、No が正解、つまり質問に誤った誘導がある場合には知的障害者群では正答率が低くなり、それが「不審者は、アパートのどこに鍵があるのか知っていた、Yes か No か？」といった陳述形式の質問である場合には、その傾向が顕著であった。

次に紹介するのは、脇中による会話分析である⁵³。重度知的障害のある被告人と複数人が面会を行った際の会話記録を、心理学的立場から条件分析的手法にて分析したものである。この研究では、1 時間 18 分の面会中、会話数は 1134 ターンあり、そのうち被告人が発話者となったターン数は 455 回 (40.1%) と、被告人がリラックスして自発的に会話できる状況での自由会話を分析の対象としている。

被告人は「化粧が嫌いで、化粧はしたくない」旨を述べる一方で、「口紅やマニキュアは好き」と述べており、あたかも口紅やマニキュアは化粧とは別のカテゴリーに属するものであるかのように述べた。このことから、被告人は、上位概念（化粧）と下位概念（口紅やマニキュア）といった概念間の関係理解が困難であることがうかがわれる。仮定法ないし条件節を含む質問文理解に関して、被告人の応答が表面的であれ形式を満たしており、内容に齟

⁵¹ 京明・前掲注(33)12 頁

⁵² 村山満明・前掲注(46)168 頁

⁵³ 脇中洋「刑事手続きにおけるアドボカシー—知的障害のある成人女性との会話記録から—」哲學論集 56 号 (2010 年) 13 頁以下

齟がないものは21事例中6事例しかなく、この中にも、明らかに内容を理解していないと思われる回答も含まれていた。さらに、21事例の中には、先行質問文の中に含まれる語彙を復唱して応答したものが8事例あった。この形式については、「もし猫飼ってたらどう？ かわいがる？」「かわいがる」などのように、条件節を含む問いかけの直後に、応答を先取りしたような問いを組み入れているために、復唱すれば形式的には応答できていると見られるため、条件節の理解の有無を判断するのが困難である。実際に、被告人は、二律背反の関係にある質問に対し、これを理解せずに質問でただ問われたことを復唱していることが明らかになった。また、被告人の叙述特徴として、1回あたりあまり長い文章で語ることはなく、断片的な単語や2語文程度の叙述を重ねる傾向が強かった。そのため、周囲の者の相槌や確認のための復唱や問いかけを織り交ぜて進められたとされている。

これらの研究結果から、供述弱者の供述の正確さは質問の仕方によって大きく影響されることが分かる。すなわち、正確な供述を得るためには、包括的で答えが縛られないオープン・クエスチョンの方が良い。質問者から情報を提供して、それに対して「はい」「いいえ」で応答するクローズド・クエスチョンの場合、供述弱者は質問内容に関わらず「はい」と答えやすく、質問が理解できない場合でも、自分に分かるように質問を解釈し直して答える場合がある⁵⁴ため、本人が真に質問の意味を理解しているのか分かりにくい。そのため、クローズド・クエスチョンを質問の冒頭に用いると、供述弱者の供述の正確さは担保されず、容易に誘導に繋がる可能性が高い。

また、供述弱者と少年との相違点に着目することにより、供述弱者の困難が明らかとなる。少年は、知的機能・認知機能の発達途中であることから、供述弱者と同様に被暗示性・被誘導性を有することが知られており、知的障害者に対しては、子どもを対象として開発された面接法を相当程度援用できるとされている⁵⁵。しかし、成人の供述弱者の場合、障害を持ちつつも周囲の人々と長年にわたり比較的安定した社会的関係を構築、維持してきた経験を持っているケースも多く、その結果として、子どもには見られないより複雑で個性的な対人関係のスキルやパターンを自分のものに行っていることがしばしばある。そのため、経験に基づいた場面への反応方略を持っており、表面上のやりとりの巧みさと論理的思考能力の乏しさとの間で大きなギャップを持っていることになる⁵⁶。これは、例えば、自発的な発言をあまりせず対話の相手や支援者の手助けを求める、質問に答えられないことによって低く評価されることを嫌い関係のないことまで多弁に語る、自分が信頼できると思える特定の者からの質問にのみ応答しそれ以外は沈黙する、などといった形で現れる⁵⁷。したがって、表面上・形式上は適切に応答ができているように見え、障害の発見が遅れたり、本人の真意

⁵⁴ 村山満明・前掲注(46)168頁

⁵⁵ 法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会編『目撃供述・識別手続に関するガイドライン』（現代人文社、2005年）153頁〔高木光太郎〕

⁵⁶ 脇中洋・前掲注(53)33頁

⁵⁷ 法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会編・前掲注(55)153頁以下〔高木光太郎〕

を判別することが困難になったりするのである。

仮定法ないし条件節の理解は、黙秘権を理解できるかに関わるため重要であるが、これについても様々な困難が付きまとう。まず、仮定に基づく条件設定を理解するためには、「実際にはそうでないとしても」その状況を理解して想像し、それに基づいて答える必要がある⁵⁸。そのため、実際にも日常身近に起こりうる条件設定と想像しがたい条件設定では、理解に差が出る。また、自我関与の有無も仮定の理解の要因となる。すなわち、自分の利害に深く関わった事柄に関しては、現実と反する仮定が立ちにくく、仮定を理解しようとしにくい、理解できないことがあるのである。さらに、黙秘権が有効に機能するためには、取調べや公判で述べたことが後に事実認定でどのような利益や不利益につながり、その結果自分にどのような未来が待っているのか、見通しを持つことができなければならない。これら将来の見通しを持ってはじめて、「言いたくなければ、言わなくていい」という黙秘権の根底にある「言いたくない」という条件が満たされるからである。したがって、黙秘権という概念を理解するためには、単に仮定表現を理解できるだけでなく、法曹三者の役割を理解し、刑事裁判手続の流れや自分の置かれた立場を理解した上で、「どのように語れば自己に有利になったり不利になったりするのか」という他者の心情への予測が働かなければいけないのである⁵⁹。このように分析すると、黙秘権が供述弱者にとってどれほど理解困難な概念であるかがよく分かる。

さらに、供述弱者は、検察官の追及に対してうまく説明や反論ができなくなった結果、自白に陥ることも報告されている⁶⁰。論理的な追及が、供述弱者にとっては虚偽自白の圧力となり得るのである。上述した脇中らによる面会においても、事実関係が怪しい箇所が出てきても糾問的な問いかけはせず共感的に受け止める周囲の者の態度が、被告人を萎縮させずに自発的に語る気にさせていたと指摘している⁶¹。取調べは密室で行われ、明らかに普段の生活とはかけ離れた異質な空間で、長時間にわたって質問をされる場である。取調室という特別な場所の空気感だけでも、供述弱者にとって圧力となるものであり、大きな萎縮を生むものと思われる。加えて、供述弱者が答えづらい論理的な質問を矢継ぎ早にすることで、容易に誘導に繋がるのである。

IV 取調べにおける合理的配慮

1 実務の現状

⁵⁸ 脇中洋・前掲注(53)24頁以下

⁵⁹ 同 34頁

⁶⁰ 村山満明・前掲注(46)166頁

⁶¹ 脇中洋・前掲注(53)32頁以下

(1) 取調べの録音・録画

2016年5月24日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、2019年6月1日から、限定的にはあるが、取調べの録音・録画が捜査機関に義務づけられるようになった（刑訴法301条の2第4項）。録音・録画義務の対象となる事件は、①裁判員裁判の対象となる事件（刑訴法301条の2第1項1号・2号）、②検察官独自捜査事件（同条1項3号）に限定されている。取調べの範囲に限定は付されていないため、被疑者取調べの全過程が録音・録画義務の対象となる⁶²。

これらの2つの類型に該当する事件を除き、被疑者が障害者であることを理由として録音録画を求める際の根拠としては、従前通り警察庁及び検察庁の通知によることが考えられる⁶³。まず、検察庁における録音録画に関する通知としては、平成31年4月19日付次長検事依命通知⁶⁴がある。また、同日付事務連絡⁶⁵において、録音・録画の実施要領が記載されている。次に、警察庁における録音録画に関する通知としては、平成31年4月26日付警察庁刑事局長通知⁶⁶がある。当該通知中にも出てくるように、犯罪捜査規範についても改正がなされ、逮捕または拘留されている被疑者が精神に障害を有する場合の取調べについて、必要に応じて取調べの録音録画をするよう努力義務を課す規定が新設された（犯罪捜査規範182条の3第2項）。

取調べの可視化については、上記のように制度が整えられ、可視化の実施数は増加傾向にある⁶⁷。検察において、可視化開始当初の平成27（2015）年度では59,411件であった実施件数も令和元（2019）年度には倍近い103,380件となっており、義務対象事件の全過程率は、99.2%の域に達している⁶⁸。警察においても、録音録画の実施件数・実施数ともに増加しており、令和元年度における全過程率は94.2%となった⁶⁹。もともと、検察において、上記通知の「知的障害類型」を理由に録音録画を実施した件数は、平成27（2015）年度は1,071件あったが、令和元年度は347件と大幅に減少している。同様に、「責任能力類型」についても、2,610件から1,487件まで減少し、結果として、これらの類型が全実施件数に占める割合は、1.7%ほどとなっている。今までは知的障害類型・責任能力類型に該当すると判断していたが、法定の類型に該当するためそちらで評価された結果減少しているのか、単に事件自体が減少しているのか、原因は定かではないが、通知を根拠として録音録画される件数

⁶² 宇藤崇他・前掲注(32)102頁

⁶³ 大阪弁護士会他編著・前掲注(5)72頁〔川上博之〕

⁶⁴ 平成31年4月19日付次長検事依命通知（最高検判第5号）別添1

⁶⁵ 平成31年4月19日付最高検察庁刑事部長・最高検察庁公判部長事務連絡（最高検判第6号）別添1頁

⁶⁶ 平成31年4月26日付警察庁刑事局長通知（警察庁丙刑企発第113号）

⁶⁷ 大阪弁護士会他編著・前掲注(5)74頁〔川上博之〕

⁶⁸ 最高検察庁「録音・録画の実施状況」（最終更新日：2020年7月2日）

<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/rokuonrokuga.html>

⁶⁹ 警察庁「警察における取調べの録音・録画の実施状況について」捜査活動（2020年6月）

<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/sousa/index.html>

が減っていることは明らかである。他方、警察において、上記通知の「精神に障害を有する被疑者」に対する録音録画の実施件数は、平成 27 (2015) 年度では 1,249 件だったが、令和元年度には 7,747 件まで増加している。これは、検察におけるデータと真逆の結果となっており、安易に評価はできないが、警察と検察との間で録音録画の運用に大きな乖離があることがうかがえる。

(2) 取調べにおける弁護人の立会い

近年、被疑者取調べにおける弁護人立会権の保障は、グローバルスタンダードになりつつあり、アメリカをはじめとする多くの国々で弁護人立会権が保障されている⁷⁰。弁護人立会権の保障内容や立会弁護人の役割・権限等は、各国によって様々であるが、極東諸国で弁護人立会権を保障していない国は中国と北朝鮮と日本のみであり⁷¹、弁護人立会制度の構想・導入が課題となっていた。

日本においては、現行刑訴法制定時、捜査段階の弁護人選任権が認められるとともに、制定過程において弁護人立会権の議論がなされたのが最初であった⁷²。1980 年代になり、憲法上の権利としての弁護人立会権を主張する者が現れ、これに対する否定論が詳細に論じられ、1990 年代初頭にかけて学説上の議論が活発化を見せた。こういった議論に呼応し、弁護士側の実践的動きが生じ、「ミランダの会」が設立されたのが 1990 年代半ばである⁷³。しかし、2001 年 6 月、司法制度改革審議会は、その意見書において、弁護人立会いを「将来的な検討課題」とし、検討を先送りにする。この後、2012 年に開催された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において、弁護人立会権が議論されたが、「当部会において結論を得ることは困難」と述べ、結論はまたもや先送りとなった⁷⁴。その後の 2018 年 4 月、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）は、会長意見書という形で「弁護人を取調べに立ち会わせる権利の明定を求める意見書」を発出した⁷⁵。同年 11 月に開催された第 30 回近畿弁護士会連合会人権擁護大会では、「取調べの適正を確保し、被疑者が弁護人の援助を受けて主体的に防御権を行使することを可能とするために、弁護人による取調べへの立会いを確立することを求める決議」を採択し、大きな議論が展開された。2019 年 10 月には、日弁連においても、第 62 回人権擁護大会シンポジウムで、弁護人立会いを議論する第 1 分

⁷⁰ 関口和徳「取調べにおける弁護人立会いの必要性-録音・録画だけで取調べの適正化は実現するか-」法学セミナー750号(2017年)37頁

⁷¹ 石田倫識「弁護人立会権の理論的根拠に関する一考察(可視化から弁護人立会いへ 刑事司法改革のネクスト・ステージ1-2)」法律時報92巻11号(2020年)114頁

⁷² 小坂井久「弁護人立会権の歴史的経緯と現状(特集1取調べの弁護人立会いを実現しよう!)」季刊刑事弁護104号(2020年)10頁

⁷³ 同11頁

⁷⁴ 同12頁

⁷⁵ 川崎拓也「日弁連および関係機関における取組みと制度設計(特集1取調べの弁護人立会いを実現しよう!)」季刊刑事弁護104号(2020年)21頁

科会が行われ、弁護人立会いの理論的根拠、制度構想、生じうる問題点などが議論された⁷⁶。これらを受けて、2020年3月には、日弁連内において「取調べへの立会いに関する検討ワーキンググループ」を発足させるなど、ここ数年で弁護人立会制度化に向けた運動が急加速している。

実務において、弁護人が取調べに立ち会うことができた事例は、決して多くはないが、実際に取調べに立ち会ったり、取調室の前に待機したり、被疑者と定期的に連絡するなど、弁護人が被疑者の取調べに関与した事例は確かに存在することが報告されている⁷⁷。弁護人が関与した事例のほとんどは在宅事件であり、津金により検討されている36事例のうち、立会いが認められた事例が15件、取調室前で待機した事例が17件、電話で被疑者と連絡をとった事例は4件であった。弁護人の立会いが認められた事例の経緯を見ると、在宅事件であれば取調べも任意捜査であることを根拠に、弁護人の立会いを条件に取調べに応じると主張し、粘り強く弁護人立会いを求めた事例⁷⁸をはじめとして、弁護人の立会いを正面から争った事例もあるが、他方で、任意同行についていったら運良く立会いが実現した事例⁷⁹など、弁護人が強気に、立会いは当然の権利とばかりの態度で同行したところ、あっさりと立会いが認められた事例も複数見受けられ、捜査機関によっても対応が大きく異なっていることが分かる。もっとも、実際の立会いについては、最近では困難となっているとの声も上がっており⁸⁰、捜査機関側は、立会いに対する警戒を強めているのではないとも言われている⁸¹。

いずれにせよ、今後、弁護人と捜査機関との間で、弁護人立会いをめぐる議論はさらなる展開を見せるであろうことが予想される。

2 合理的配慮の在り方

(1) 簡易知能検査の実施

現状、合理的配慮の提供がされるか否かは、全て、現場の捜査官や弁護人が障害を見極められるかに委ねられている。初回接見をした弁護人が、取調べを行う警察官・検察官が、被疑者の障害や精神疾患の存在に気づくことができなければ、障害や疾患の存在が見逃されたまま、その被疑者は、健常者と同じように扱われ、場合によっては不可解かつ悪質な被告人として、健常者以上に重い刑事責任を問われて刑事裁判を終えてしまうことになる⁸²。ま

⁷⁶ 同 22 頁

⁷⁷ 津金貴康「立会いの現在とこれから-立会い事例の分析- (特集 1 取調べの弁護人立会いを実現しよう!)」季刊刑事弁護 104 号 (2020 年) 65 頁

⁷⁸ 神谷慎一「事例報告① 任意捜査を根拠に粘り強く取調べに立ち会った事例 (特集 1 取調べの弁護人立会いを実現しよう!)」季刊刑事弁護 104 号 (2020 年) 55 頁以下

⁷⁹ 片山和成「明日からできる立会い弁護実践 (特集 1 取調べの弁護人立会いを実現しよう!)」季刊刑事弁護 104 号 (2020 年) 59 頁以下

⁸⁰ 津金貴康・前掲注(77)65 頁

⁸¹ 川崎拓也・前掲注(75)23 頁

⁸² 大阪弁護士会他編著・前掲注(5)56 頁 [西谷裕子]

た、そもそも障害に気づくことができなければ、後述する制度がいくら整えられたところで、合理的配慮を提供しようということにすらならないものと思われる。障害への無理解が、合理的配慮の提供が一向に進まない原因の一つとなっているのである。

しかし、法曹の障害への無理解は長年にわたり指摘され続けられているところであり、障害に関する研修や勉強会が義務付けられない限り、理解が進むことはない。また、法曹はあくまでも法律の専門家であるため、専門外である障害に気づけという方が酷とも言える。そのため、障害に気づくための一つの客観的指標として、被疑者に簡易知能検査の実施をすることが有用であると考えられる。

(2) 取調べの全面可視化

刑訴法改正により、取調べの録音録画が広がっていることは上述した通りだが、現在の制度にはまだ問題点がある。すなわち、刑訴法の要件に該当する場合であっても、義務づけの例外としての除外事由（刑訴法 301 条の 2 第 4 項各号）が設けられていることから、これに当たるとして録音録画が行われないことがあるということである。これに対しては、録音録画の例外を設けること自体、密室での不適正な取調べが行われる余地を生むものであると批判がなされている⁸³。これら除外事由には、いずれもいかようにも拡大解釈をすることが可能な文言が含まれており、とりわけ、刑訴法 301 条の 2 第 4 項 2 号は、その解釈・運用次第では捜査官の裁量によって録音・録画が回避される事態を招き、録音・録画制度自体が骨抜きとなる危険性をはらんでいると危惧されている。

また、録音録画義務付けの対象となっていない事件については、前述した通知によらなければ録音録画を要請できないことから、実施は消極的になるとと思われる。検察庁における知的障害類型及び責任能力類型の録音録画件数の減少は、法定の録音録画義務がないことから減少しているとも解釈し得るのである。さらに、警察官による取調べにおいては、発達障害・知的障害等をもつ被疑者であっても録音録画は努力義務にとどまっている。そのため、犯行直後の被疑者の状態を事後的に確認・立証する必要性は高い⁸⁴にもかかわらず、捜査の初期段階にあたる警察官による取調べにおいて、録音録画がなされない可能性もあるということである。

比較的軽度の知的障害・発達障害を持つ被疑者は、窃盗事件などの裁判員裁判非対象事件の被疑者である場合の方が数としては圧倒的に多く、これらの者への取調べの録音録画を実施させるためには、弁護士による積極的な可視化の申入れが必須となっている⁸⁵。その際、各通知によると、録音録画義務づけ対象事件以外で、録音録画実施を検討させるためには、基本的には障害があることが前提となっているため、弁護士には、精神障害者福祉手帳や療

⁸³ 関口和徳・前掲注(70)38頁

⁸⁴ 大阪弁護士会他編著・前掲注(5)72頁〔川上博之〕

⁸⁵ 同 74頁以下〔川上博之〕

育手帳を有していることや、入通院歴があることなどの客観的に証明可能な事実を提示することが求められる。しかし、このような客観的な証拠の入手が困難である場合も多い。例えば、障害の診断に時間がかかる場合や、診断名が出るか微妙な軽度の障害である場合である。そのような場合であっても、被疑者の特性を音声や映像に残して保存する必要性は高いと考えられるため、既往歴や関係者等の供述などによって、被疑者の特性に配慮する必要があると考えられる場合には、捜査機関によって積極的に可視化がなされるべきである。

そして、上記のような問題点を根本から解決するためには、将来的には、全事件・全過程の録音・録画が法律上義務付けられ、実施されることが求められる。もっとも、全件録音録画義務付けが実現するためには、まだまだ時間がかかると思われるため、検察・警察における通知に記載されている、供述弱者が被疑者である事件について、録音録画義務の制度化をすることが喫緊の課題であると思われる。供述弱者については、録音録画の必要性が他の事件類型に比べて格段に高く、捜査機関側にも供述弱者の逮捕後の状況を証拠として保全するメリットがあるため、もはや法定しない意義が薄れているのではないかと考えられるからである。

(3) 司法面接法等の活用

第3章で紹介した宇都宮事件判決⁸⁶は、捜査官による取調方法の選択・実施は捜査官の裁量の範囲内と認定した上で、「(捜査官としては、)虚偽の自白の誘発を防ぐため、取調方法として誘導尋問の方法を選択・実施した場合には、被疑者の知的能力などの属性に応じて、被疑者の尋問に対する答えが単に捜査官の意図する方向に偏っていないか、被疑者の受け答えの態度が迎合的でないか等を常に検証し、その方法・態様が誘導として許容される範囲を逸脱しないよう十分な注意を払わなければならない」とし、これを著しく欠いた場合は、裁量の範囲を著しく逸脱したもものとして、違法とされるとしている。すなわち、取調べの方法に関して、捜査官に裁量はあるものの、少なくとも被疑者を供述弱者と認識している場合には、それに相応しい取調べ方法がとられなければ、裁量権の逸脱濫用として違法となることを意味する。したがって、捜査機関側も、取調べの空気づくりや発問の仕方等、適切な合理的配慮の在り方を検討しなければならない段階にきているのである。

そこで、供述弱者を取り調べるにあたっては、司法面接 (forensic interview)、捜査面接・調査面接 (investigative interview) 等の面接法が参考にされることが望ましい⁸⁷。これらの面接法は、主として子どもからより正確な情報を、より多く得ることを目指して開発されたものであるが、これは供述弱者に対しても、相当程度援用できる⁸⁸とされている。司法面接は、「導入部」-「自由報告」-「質問」-「クロージング」のように構造化されており、被

⁸⁶ 前掲注(41)

⁸⁷ 藤田政博編著・前掲注(34)82頁〔仲真紀子〕

⁸⁸ 法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会編・前掲注(55)153頁〔高木光太郎〕

暗示性・被誘導性になるべく配慮した形となっている。捜査機関側としても、なるべく供述の信用性に争いのない形で供述弱者から供述を得たいはずである。そのためにも、このような司法面接法を参考にして、取調べ方法が工夫されるべきである。

また、弁護人においても、捜査機関においても、供述弱者から事実の聞き取りを行う際は、以下の点に注意する必要がある⁸⁹。①具体的な事実を問う質問にする。②平易な言葉を用いる。③短い言葉で質問する。④複文は避け、単文で質問する。⑤条件付きの質問にしたり、仮定の質問をしない。⑥指示代名詞を使わない。⑦オープンな質問を心がけ、クローズドな質問を避ける。⑧誘導尋問をしない。⑨時間の順を追って質問する。⑩立て続けに質問しない。⑪重複的な質問をしない。⑫威圧的な質問や話し方をしない。⑬流れを中断せず、説明を遮らない。

このような、刑事手続に関与する者それぞれによる工夫の積み重ねが、合理的配慮として求められているのである。

(4) 取調べへの弁護人の立会い

取調べの全面可視化が実現したとしても、残る問題がある。まず、録音録画だけでは、違法・不当な取調べが行われた場合にそれを中止させることは不可能であるという点である⁹⁰。違法・不当な取調べが実際に行われた場合、取調室に供えられた録音・録画装置は、その場面を記録化し、任意性の否定や当該捜査官の処罰・処分等といった形で事後的な救済をすることはできても、現に行われている違法・不当な取調べを中止させることは不可能である。また、違法・不当な取調べとまではいなくても、上述したような供述弱者に配慮した取調べがされていない場合に、録音・録画では、被疑者がその場で即時の援助を求めることができない⁹¹ため、取調べの雰囲気によって圧倒されて、虚偽自白に至るおそれが残る。次に、録音・録画は、取調室の外での供述の強要の防止には無力であるという点である⁹²。第3章でも取り上げた湖東記念病院事件においては、まさに取調室外で、警察官による圧力がかけられていた。初公判の3日前、Eの取調べを担当していたF刑事が拘置所を訪れ、Eに「もしも罪状認否で否認してもそれは本当の私の気持ちではありません。」という検事宛の手紙を書かせていたのである⁹³。この結果、Eは、初公判で、罪状認否を留保することとなった。取調室の外におけるこのような脱法的な供述獲得は、実際に行われているのである。

これら問題点を解決する有効的な手段として議論されてきたのが、弁護人の立会いである。弁護人立会いには、以下の4つの機能が認められると言われている⁹⁴。まず、孤立無援

⁸⁹ 大阪弁護士会他編著・前掲注(5)57頁以下〔西谷裕子〕

⁹⁰ 関口和徳・前掲注(70)38頁

⁹¹ 渕野貴生「供述の自由保障としての黙秘権と立会権（可視化から弁護人立会いへ 刑事司法改革のネクスト・ステージ1-1）」法律時報92巻11号（2020年）111頁

⁹² 関口和徳・前掲注(70)38頁

⁹³ 『冤罪白書』編集委員会編・前掲注(42)87頁〔池田良太〕

⁹⁴ 石田倫識「弁護人立会い否定論に対する批判的考察（特集1 取調べの弁護人立会いを実現しよう!）」

の状態に置かれる被疑者の心理的負担を緩和し、取調室における同調圧力を除去することで、①取調官と被疑者との非対等性を是正する機能（主体性回復機能）である。次に、立会弁護人が、直ちに違法・不当な取調べに介入し得ることで、②自己負罪供述の強要から被疑者を保護する機能（保護的機能）が認められる。また、弁護人が立ち会うことで、弁護人の法的助言が取調室の中で無効化されるのを防ぐとともに、供述方針の再考を要する場合には、直ちに的確な法的助言を与えることによって、③被疑者の供述の自由を実効的に保障する機能（助言的機能）が認められる。そして、被疑者が供述することを選択する場合には、被疑者供述が捜査の方針に影響を与え、ひいては被疑者に有利な処分へと繋がり得るよう、④効果的な手続参加・関与を援助・確保し、実効的な防御権行使を可能にする機能（参加的機能）が認められる。これらの機能は、大人の健常者が被疑者である場合に、供述の自由がいかんして保障されるべきかという観点から認められる機能であるが、供述弱者の被疑者の場合、健常者の場合に増してこれら機能が重要な意義を有する。

しかし、立会権が認められるためには、超えなければならないいくつかの課題もある。まず、立会権の法的根拠である⁹⁵。現行刑法には取調べにおける立会いを認める条文がないため、否定論者の有力な根拠となっている。これについては、黙秘権（憲法38条1項）に内在する権利として構成する立場⁹⁶が一般的であり、他に立会権（憲法34条）からも根拠づける立場や、被疑者取調べの「準公判」的機能を重視し、被疑者の防御権から立会権を根拠づけようとする立場⁹⁷も見られる。供述弱者の場合においても、これらの主張は妥当すると思われるが、これまで述べてきたように、捜査機関には供述弱者に対する合理的配慮提供義務が課される。したがって、上記法的根拠に加え、合理的配慮提供義務を立会権の根拠とすることも考えられるべきである。

また、立会権の具体的内容についても、結論は出されていない。海外における立会権制度を概観すると、アメリカ型とそれ以外の型に分けられるとされている⁹⁸。アメリカ型は、ミランダ判決がもととなっており、被疑者が立会いを求めて立会権が行使されると、取調べが直ちに中止されるという取調べ拒絶権のような形態をとっている。大陸法型においては、一定の時間経過後は立会いなしに取調べを開始してよいとし、その上で、立会権の内容は、取調官による不当な尋問に対して異議を出したり、応答に窮する被疑者に助言したりするなど、取調べにかなり積極的に介入するような形態となっている⁹⁹。もっとも、制度の詳細は、各国の刑事手続に沿うようにそれぞれ異なっており、日本においても、諸外国の制度を参考にしつつ、日本の刑事司法に馴染む制度構築が求められる。

季刊刑事弁護 104号（2020年）16頁

⁹⁵ 渡辺修「被疑者取調べと弁護人の立会権について」神戸学院法学23巻4号（1993年）87頁

⁹⁶ 淵野貴生・前掲注(91)110頁以下

⁹⁷ 石田倫識・前掲注(71)115頁

⁹⁸ 小坂井久・前掲注(72)12頁以下

⁹⁹ 淵野貴生・前掲注(91)112頁

このように、弁護人立会権を巡っては、捜査機関と弁護人の立場との間で様々な議論がなされ、白熱しているところではあるが、被疑者が供述弱者である場合を念頭に置いた議論はほとんどされていない。被疑者が供述弱者である場合は、健常者である場合と議論状況も異なってくることを考えられる。すなわち、被暗示性・被誘導性といった特性を持つことから、弁護人立会いの必要性が格段に高くなる他、捜査機関にとっても、調書の任意性の担保という観点から弁護人が立ち会うメリットが生まれる¹⁰⁰。実際に、被疑者の精神状態が悪化したことから、捜査機関から弁護人に対し、立会いを依頼した事例も報告されている。そのため、今後は、供述弱者に対する合理的配慮としての弁護人立会いを検討することで、健常者における弁護人立会権を認める突破口となることが期待できる。

また、将来的には、弁護人だけではなく、弁護人以外の立会いも認められるべきであると考えられる。イギリスにおいては、少年及び精神障害その他の精神的な支援を要する者が逮捕・留置された場合には、それらの者を心理的・福祉的に援助する第三者が必要的に手続に関与する制度、すなわち「適切な大人 (Appropriate Adult : AA)」制度が設けられている¹⁰¹。AAとして立会いが求められているのは、精神障害者等の場合、①親戚、後見人、その他その者のケア若しくは監護に責任を負う者、②精神障害者又は精神的な支援を要する人々の扱いに習熟している者(ただし、警察官又は警察に雇用されている者を除く。)、③そのいずれも欠くときは、警察官又は警察に雇用されている者を除く18歳以上の責任ある大人、である¹⁰²。これらの者に期待されるのは、取調べを受ける者に助言をし、取調べが適切かつ公正に行われているかを観察し、取調べを受けている者とのコミュニケーションを促進することとされている¹⁰³。AA制度は、すなわち、供述弱者の不得手なコミュニケーション能力を補うために、AAを取調べに立ち合わせ、被疑者に対して心理的・精神的な援助をするものであり、供述弱者に対する「合理的配慮」の一つの在り方を示したものであるともいえる。

弁護士はあくまでも法律の専門家であり、警察・検察も障害に関しては素人である。そのため、これらの者が供述弱者とのコミュニケーション方法を工夫したり、取調べの方法に配慮したりしたところで、どうしても限界はある。そこで、AA制度に倣い、最終的には保護者や支援者、ソーシャルワーカー等の立会いが認められるようになることで、供述弱者とのコミュニケーションがより円滑となり、取調べにおける合理的配慮として必要十分となるのではないかと考える。大阪弁護士会では、2011年11月から、障害に詳しい弁護士を派遣する制度が開始している¹⁰⁴が、このような、法曹内部に障害に詳しい人材を育てることと並行して、福祉や医療の専門家をいかに刑事手続に参入させることができるかという観点か

¹⁰⁰ 津金貴康・前掲注(77)72頁

¹⁰¹ 京明・前掲注(33)132頁

¹⁰² 同147頁

¹⁰³ 同150頁以下

¹⁰⁴ 辻川圭乃「大阪弁護士会：障害のある被疑者に障害の知識をもつ弁護士派遣制度がスタート」ノーマライゼーション32巻6号(2012年)43頁

らも支援が模索されることが望ましい。そして、障害に詳しい弁護人の取調べ立会いを手がかりに、福祉職・支援者等の立会いを実現させ、より一層供述弱者のニーズに沿った合理的配慮が提供されることが期待される。

V 研究のまとめと今後の課題

本稿では、権利条約及び差別解消法の分析を通して、これらにおいて求められている「合理的配慮」の概念を具体的に明らかにし、特に捜査段階の取調べにおける供述弱者の抱える問題に焦点を当てながら、刑事手続における供述弱者に対する「合理的配慮」の在り方を検討してきた。具体的な合理的配慮の在り方として、①簡易知能検査の実施、②取調べの全面可視化、③司法面接法等の活用、④取調べへの弁護人の立会いの4つを提案したが、いずれも、単独で取り入れられるだけでは、あまり効果がない。一つ一つの小さな配慮の積み重ねが合理的配慮を提供する側の姿勢として求められるところではあるが、刑事手続に障害者の存在が念頭に置かれてこなかった反省も踏まえ、抜本的な制度改革がなされるべきである。

しかし、本稿では、「供述弱者」として、知的障害者と発達障害者に焦点化して障害種の限定を行った上、司法手続のうち、取調べにおける合理的配慮の在り方を検討することしかできていない。また、取調べに関しても、外部から調査をすること自体困難であり、取調べにおける合理的配慮の在り方としてあげた4つの具体的方策も、真に障害者の求めている方策であるか、実務の要請に答えられるものであるかは、制度構築の検討とともにさらなる議論が必要であると考えられる。

本稿で検討した分野については、実務からの要請が強いにもかかわらず、研究はほとんど進んでいない分野であると思われる。今後、実務における事例の集積とともに、学者による理論的考察が行われることが求められる。そして、一日も早く、司法分野における障害者理解が深まり、障害者に対して、当たり前のように合理的配慮が提供される未来が訪れることを願う。

—謝辞—

本研究を進めるにあたり、一橋大学法法学研究科・法学部教授葛野尋之先生には、指導教員として終始熱心なご指導をいただきました。本論文が完成したのはひとえに葛野先生のおかげです。心から感謝いたします。また、葛野研究室の皆さまには、本論文の執筆にあたり多くのご助言、激励をいただきました。本当にありがとうございました。